医療費控除は 領収書が提出不要となりました

裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書” の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書（裏面）の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療

2/18　■■病院　診療　6,000円　①

5/28　■■病院　診療　3,400円　①
　　　▲▲薬局　医薬品　700円　②

国税花子さんが受けた医療

9/13　〇〇診療所　診療　3,300円　③
　　　　　　　　　医薬品　1,100円

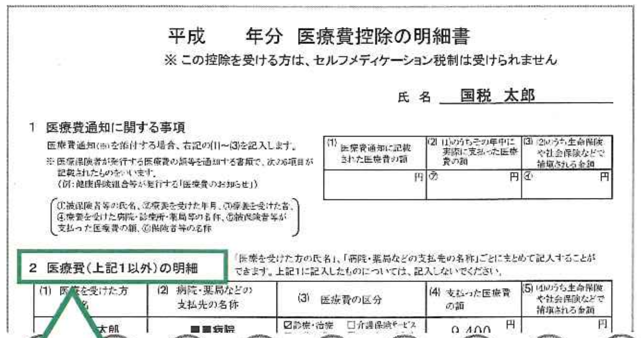

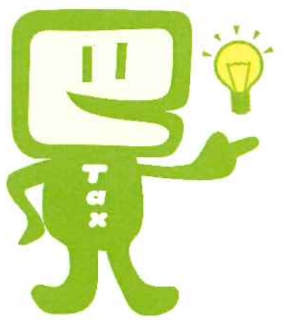

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

2　医療費（上記１以外）の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
③	国税 花子	〇〇診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで！
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp

税務署

「一定の取組」の証明方法について

〇　所得控除を受けるための、健康の保持増進及び疾病の予防への主な取組は下記になります。該当する書類を、確定申告の際に提出・提示ください。

提出書類には次の①～③の記載が必要です。①氏名、②取組を行った年（平成 29 年 1 月 1 日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したものであること）、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む）の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名。

〔「はい」→　「いいえ」「不明」→〕

A．インフルエンザの予防接種を受けた（告示第２号）
- はい → 領収書等を提出
- いいえ・不明 → B

B．市町村のがん検診を受診した（第５号）
- はい → 領収書、又は結果通知表を提出
- いいえ・不明 → C

C．会社の定期健康診断を受診した（第３号）
⇒かつ、結果通知表に「定期健康診断」の記載がある
- はい → 結果通知表を提出
- いいえ・不明 → D

D．特定健康診査を受診した（第４号）
⇒かつ、領収書、結果通知表に「特定健康診査」の記載がある
- はい → 領収書、又は結果通知表を提出
- いいえ・不明 → E

E．定期健康診断（C）、特定健康診査（D）、又は人間ドック等（※１）の健康診査（第１号）を受診した

【常時使用される労働者の方】
結果通知表に
・勤務先名（定期健康診断の場合）
・保険者名（各健康保険組合等）
のいずれかの記載がある場合

【左記以外の方】
結果通知表に
・保険者名（Ａ市国民健康保険等。単に市町村名のみの記載を除く）
の記載がある場合

- はい → 結果通知表を提出
- 【常時使用される労働者の方】いいえ・不明 → 勤務先（※２）又は保険者に証明を依頼してください
- 【左記以外の方】いいえ・不明 → 保険者に証明を依頼してください

注）領収書は原本提出
保険者等に提出し、お手元にない場合は、他の証明書類（結果通知表等）をご活用下さい

注）結果通知表は、
①コピー提出可
②健診結果部分は不要
（黒塗り又は該当部分の切り取りをお願いします）

（※１）人間ドックの他、保険者が実施する骨粗鬆症検診やがん検診等の健康診査。
上記以外にも、特定保健指導を終了した場合や、定期の予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種）を受けた場合は「一定の取組」に該当します。
（※２）勤務先は定期健康診断の場合。